

人口総数	75,961	世帯数	22,526
男	36,451	面積	16.07 km ²
女	39,510		

芦屋市民憲章

わたくしたち芦屋市民は

- 文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう
- 自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう
- 青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう
- 健康で明るく幸福なまちをつくりましょう
- 災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう

昭和49年 8月5日 第325号

発行所 芦屋市精道町7-6 芦屋市役所 発行人 芦屋市長 編集 公聴広報課 印刷所 オール出版印刷 毎月2回5日20日発行 全世帯配布 昭和29年1月25日第3種郵便物認可(定価2円)

幼児の交通事故

お母さん 気をつけて!!

保護者の付添い中の事故が多い

日本では、田んぼのあぜ道が人通りになり、そして人道がそのまま車道になっているところもよく見られます。歩道と車道が区別されていない道が多いのは、多くは「あぜ道」がそのままの道だからです。そして、歩道と車道の区別があっても平面交差が普通です。市では、一方通行や駐車禁止区域の増大や、さび道、この七月二十五日からは、国道2号線と43号線を除く市内全域が時速四十キロメートル以下に制限されることになると、スピード制限の強化が進められています。別表に示すとおり、交通事故件数は一月六月を昨年同月と比べると相当減っており死亡事故はまだありません。幼児の事故はまだありません。



歩行者は右側通行を心がけよう

市内における保護者同伴中の事故の詳細(1月~6月)

事故発生月・日・時	年齢	事故の内容	場所	主な過失者	程度
1月9日・16時30分	4	駐車車両のかけからの飛び出し	東芦屋町435	子ども	軽傷
1月17日・16時20分	6	自転車乗車中(一時停止中)	呉川町9-8	子ども	軽傷
3月8日・21時25分	4	自転車乗車中(無灯火)乗用車がバック	西蔵町12-24	運転者	軽傷
5月2日・12時15分	3	走行車両の直前横断(母親、母親、母親)	岩園町17-1	運転者(安義)	軽傷
5月14日・16時30分	5	走行車両の直前飛び出し	船戸町2-2	子ども	軽傷
5月25日・12時7分	2	銀行の出入口からの飛び出し	船戸町2-2	子ども	軽傷

交通事故の状況(1月~6月)

区分	49年1月~6月		48年1月~6月	
	事故件数	死亡	事故件数	死亡
人身事故	457	190	576	241
物損事故	267	0	335	2
死傷者	17	17	40	40
軽傷者	247	40	283	71
合計	724	190	914	113
内訳				
中学生	3	3	10	10
小学生	22	22	26	26
幼児	18	18	34	34

霊園使用申込みを受付

八月十六日から九月七日まで

第二期造成墓地のうち、四十三筆を、次の要項によって、高令者で永年、市内に居住された方の墓として使用していただくことになりましたので、ご希望の方は、申し込んでください。

なお、昭和四十八年十一月に申込みを、使用許可ならなかったが、今回の資格に該当し、ご希望の方は再度申し込みください。

★使用および申込み資格
①昭和四十九年九月一日現在で年齢六十五才以上(明治四十二年九月一日以前に生まれた方)で、かつ、芦屋市に引続き三十五年以上(昭和二十四年九月一日以前から引続き)居住している本人であること。

★受付の場所：芦屋市霊園事務所(電話五八二五)

★申込方法：市所定の用紙(霊園事務所にあります)に次の書類を添えて受付場所に印鑑(認印)持参のうえ提出してください。

①本人が申込者の場合：申込者の住民票簿一通

②死亡者を祭祀する人の場合：申込者の住民票簿一通、死亡者の住民票簿一通(死亡の届出済みの場合)

③火葬許可書、火葬証明書、除籍抄本のいずれか一通

★使用者の割当ての方法
①墓地の種類、筆数に限りがありますので、申込みの多い場合は、申込種別ごとに申込者による抽選を行います。

②阪急芦屋川筋、芦屋市民病院西口行乗車、霊園前下車西へ三十メートル、阪急芦屋川筋、芦屋市民病院行乗車、病院西口下車北へ百メートル(いずれも阪急バス)

③霊園の案内、筆数に限りがありますので、申込みの多い場合は、申込種別ごとに申込者による抽選を行います。

④霊園の案内、筆数に限りがありますので、申込みの多い場合は、申込種別ごとに申込者による抽選を行います。

⑤霊園の案内、筆数に限りがありますので、申込みの多い場合は、申込種別ごとに申込者による抽選を行います。

⑥霊園の案内、筆数に限りがありますので、申込みの多い場合は、申込種別ごとに申込者による抽選を行います。

⑦霊園の案内、筆数に限りがありますので、申込みの多い場合は、申込種別ごとに申込者による抽選を行います。

⑧霊園の案内、筆数に限りがありますので、申込みの多い場合は、申込種別ごとに申込者による抽選を行います。

⑨霊園の案内、筆数に限りがありますので、申込みの多い場合は、申込種別ごとに申込者による抽選を行います。

⑩霊園の案内、筆数に限りがありますので、申込みの多い場合は、申込種別ごとに申込者による抽選を行います。

⑪霊園の案内、筆数に限りがありますので、申込みの多い場合は、申込種別ごとに申込者による抽選を行います。

⑫霊園の案内、筆数に限りがありますので、申込みの多い場合は、申込種別ごとに申込者による抽選を行います。

⑬霊園の案内、筆数に限りがありますので、申込みの多い場合は、申込種別ごとに申込者による抽選を行います。

⑭霊園の案内、筆数に限りがありますので、申込みの多い場合は、申込種別ごとに申込者による抽選を行います。

道路は正しく使おう

八月は「道路をまもる月」です。道路はみんなのもの。明るい気持ちにするため、つきのことご協力をお願いします。

①道路に紙くずやゴミを捨てない。

②橋のらんかんや照明灯の柱、街路樹などに貼り紙はしない。

③道路に紙くずやゴミを捨てない。

④道路に紙くずやゴミを捨てない。

⑤道路に紙くずやゴミを捨てない。

⑥道路に紙くずやゴミを捨てない。

⑦道路に紙くずやゴミを捨てない。

⑧道路に紙くずやゴミを捨てない。

⑨道路に紙くずやゴミを捨てない。

⑩道路に紙くずやゴミを捨てない。

⑪道路に紙くずやゴミを捨てない。

⑫道路に紙くずやゴミを捨てない。

⑬道路に紙くずやゴミを捨てない。

⑭道路に紙くずやゴミを捨てない。

⑮道路に紙くずやゴミを捨てない。

⑯道路に紙くずやゴミを捨てない。

⑰道路に紙くずやゴミを捨てない。

⑱道路に紙くずやゴミを捨てない。

⑲道路に紙くずやゴミを捨てない。

⑳道路に紙くずやゴミを捨てない。

㉑道路に紙くずやゴミを捨てない。

㉒道路に紙くずやゴミを捨てない。

㉓道路に紙くずやゴミを捨てない。

㉔道路に紙くずやゴミを捨てない。

㉕道路に紙くずやゴミを捨てない。

㉖道路に紙くずやゴミを捨てない。

㉗道路に紙くずやゴミを捨てない。

㉘道路に紙くずやゴミを捨てない。

㉙道路に紙くずやゴミを捨てない。

㉚道路に紙くずやゴミを捨てない。

㉛道路に紙くずやゴミを捨てない。

㉜道路に紙くずやゴミを捨てない。

㉝道路に紙くずやゴミを捨てない。

㉞道路に紙くずやゴミを捨てない。

芦屋市役所 2121

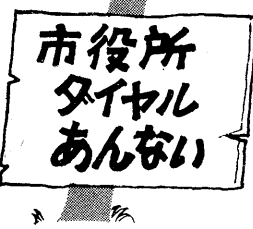
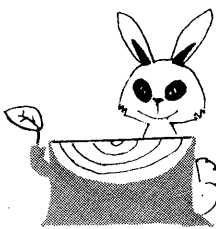
(平日 9:00~17:00、土曜 9:00~12:00)

- 市民会館 ②4995
- 公民館 ②4996
- 図書館 ②5978
- 体育館 ②8228
- 市立芦屋病院 ②155
- ごみ焼却場 ②2155

道路側溝などの応急処理は

32 0 1 2 1

平日 8:30~16:30
七曜 8:30~11:30



市政電話サービス

市政ニュース ②4894
(みなさまへのお知らせです) いつもおきください

留守番でんわ ②4444

(夜間・日曜・祝日などご利用ください) お急ぎのときはいつでも②2121へ



水洗便所改造工事

悪質な業者にご注意

市では、今年一月から下水処理場の運転を開始し、同時にご家庭の便所の水洗化工事を進めています。現在対象地域一万户の約十七パーセントが水洗便所に改造済みです。この改造工事にあたって、手続上、見積り金額や工事の開始時期、助成金の申請などで業者とトラブルのおこるケースがあります。業者の選定や手続の際には、十分ご注意ください。

昭和四十九年一月からの下水処理開始に併せて、緊急に南全、岩園町(甲南町地内)、西山、東山、お早めに直接問い合わせの業者は三本町の一部では水洗便所改造工事をしていただけることになりました。この地域の対象戸数約一万戸のうち、すでに水洗便所に改造された戸数約千七百戸、申請中のもの、工事中のものあわせて約九百戸、合計二千六百戸が現在水洗便所に改造または工事中です。市では、来年三月までに約七千戸のご家庭に水洗便所に改造していただきます。

改造工事の申請は出ていますか

くみ取り便所の水洗化と浄化槽の切替え工事を行なうときは、事前に計画確認申請書を市に提出し

ていただき、市が適正と認められたもののみ工事をしていただきます。その場合は、申請者(工事依頼主)に市が「排水設備等確認済証」をお送りしますので、そのハガキによって確認済であるかどうかを確かめてください。

ときどき無届工事をする悪質な業者がありますので十分注意してください。

回工事費の支払

工事が完了し、市の検査に合格したものについては、後日「補助金貸付金決定通知書兼検査済証」をお送りしますので、この通知書が届きましたから、本人支払分だけを施行業者にお払いください。それまでは、頭金や前渡金として業者が請求しても支払わないようにしてください。なお、補助金、貸付金は市が業者に直接支払いま

部落解放と同和行政

同和問題解決の中心的課題

「いつか、まがねつをだしました。しみんびょういんにつれていきました。そのとき、くすりももらいました。このくすりは、しょくごですか」とたずねました。かんごふさんが「そこにかいてあるでしょ。そんなことでは、子どもにくすりややることはできません」といっておしえてくれました。かなしかつた。



人の世に死なぬれ 人首に死なぬれ

同和地区でひらかれている識字学校で字をおぼえ、「あいうえお」が書けるようになった。おぼえながら書いた文章の一部です。この文の中で、文字を奪われた生活がどんなに情けないものか、その言いようのない気持ちを、「かなしかつた」という六文字にこめて訴えています。

また一方では、同和地区の多くの人がこれら部落差別のために就職の門戸が閉ざされ、収入の不安定な職につけられない実態があります(就職保障については前月号を参照)。そのため生活が逼迫され、そこ

広報委員として思うこと



登壇 笠場

毎月二回、心をこめて編集された「広報」は、各地区の広報委員の手によってみなさんのお手元に届けられます。みなさんは、それをたいせつに受けとってください。各地区の広報委員の多くは、十年、二十年と長い年月、市と市民のかけ橋として奉仕を続けておられます。そして広報の配布とともに、各地区のきめ細かな改善や意見などを市に伝えてきました。広報は市民として知らなければならぬことだけでなく楽しい行事など紙面をうづめていきます。あるご家庭では、お配りすると、すぐ必要な箇所を赤印をつけて一定の場所に貼っていらしゃいます。ちょっとおかげさなようですが、そういう方は市民としての生き方を知られた方だと思えます。私も、私たちが一軒一軒お配りした甲斐があったとうれしく思います。また、地域の方とつよにまがねつができて、道でお会いしても、いつもお世話になります。とあいさつをいただきます。毎月の苦労も忘れてうれしく思います。市民のみなさん全体が、このように広報を大切に扱ってくだされば、広報を繰り出したり、ヒラを配ったりしなくても済む場面が多いのではないかと感じたりもします。

消費者レポート

ふろふたの安全性を考える

危険なビニール製のふろふた

ポリ浴そうの普及とともに熱ややわらかくなったビニール製のふたから子どもが浴そうに落ちてやけどをする事故がふえておられます。

お風呂をつくるときに、浴そうの素材、色、デザインについては、よく考えられますが、その「ふた」については、あまり深く考えられていないようです。

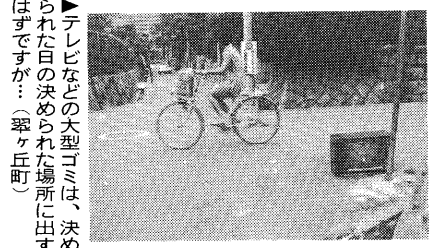
「使うときには使わず、使わないときには使うものはない」と子どものなかかけにもあるように、ふろふたは軽々みられていないよう

メーカーも大小数多くあり浴そうを作ってもふたは作らないというところもあります。そして過当競争気味でその結果は質を落して

神戸生活科学センターのテスト結果でも、ふろふたをわかつている状態で、ふたの上に三十キログラム

困ります!! こんなゴミの出しかた...

最近また、ゴミの出しかたが問題になってい



ごみの内容	出し方の注意	ごみ容器
燃えるごみ 台所のごみ、紙くず、新聞など	●収集の日の朝、決められたステーションへ ●「燃えるごみ」と「燃えないごみ」と同じ日は、少し離して出す。	ペールかん、ポリバケツまたはポリ袋 袋が破れたり底が抜けたらしりしりとして作業がしにくいので、あとごみの掃除がたいへんです。
燃えないごみ 空ビン、空カン、ガラス、金物くず、灰、燃えない台所用品、けい光灯など	●収集の日の朝(収集日は「広報あしや」5月号に掲載しています)、決められたステーションへ。 ●「燃えるごみ」と「燃えないごみ」と同じ日は、少し離して出す。	ペールかん、ポリバケツ、その他缶類 カン、バケツなどは原則として持ち帰りません。いらぬものは「不用」と書いてください。
大型ごみ 家庭電化製品、家具、大きな箱、ベッド、敷物、自転車など大きなごみ	●昨年の12月から水・木収集制に変わりました。 ●収集日(「広報あしや」5月号に掲載しています)の朝、決められたステーションへ、他のゴミと少し離して出してください。 ●収集日以外は有料で随時受け付けます。	
引越ごみ 引越して来たごみ、葉刈りなど	●「燃えるごみ」や「燃えないごみ」の定日収集日には出さずに出してください。 ●電話申し込み制(有料)です。申し込みは、なるべく早めに。(建築廃材などは扱いません) ●市清掃工場への搬入には、焼却依頼状が必要。	

お問い合わせ受け付けは環境衛生課(電話2155)へ

お問い合わせ ご相談は
本庁玄関口 公聴広報課
(電話31-2121)まで
いずれのご相談も無料で応じます。

相談内容	受付時間
一般相談(簡単な法律のご相談)	毎日午前・午後
家事相談(戸籍・相続・離婚問題のご相談)	毎週水曜の午後
法律相談(民事・刑事いづれも法律的なご相談)	毎週木曜の午後
人権相談(自分の人権を侵害された場合のご相談)	第2火曜の午後
行政相談(国の行政についての苦情・要望など)	第3金曜の午後
交通事故相談(加害者・被害者の補償についてのご相談)	毎週木曜の午後



市長談

8月は市県民税の納期です

市県民税第2期分の納期限は8月31日(土)です。市指定金融機関(市役所内)またはよりの取り扱い銀行、郵便局のいずれかへ、納期内にぜひ納めてくださるようご協力をお願いします。

納期の過ぎた市税の納付は、納期を過ぎてまだお納めになっていない市税がありましたら、至急よりの銀行か郵便局へ納付書をお持ちになってお納めください。

また、何かの事情でどうしても納期内に納めることのできない場合は、納期の過ぎないうちに税務課管理係へご相談ください。納税方法などについていつでもご相談に応じますので、ご遠慮なくどうぞ。

老令特別給付金の請求

明治37年1月2日から明治39年4月1日までの間に生まれたかたで、次のすべての要件に該当されるかたは市保険年金課で手続きをお済ませください。①日本国籍を有し、国内に住所のあるかた。②配偶者、扶養義務者の48年中の所得が限度額以内のとき(例…扶養親族5人のとき、必要経費控除後の所得金額6,175,000円、他に計算の特例があります)③該

当本人の48年中の所得が限度額以内のとき(例…扶養親族1人のとき、必要経費控除後の所得金額598,000円、他に計算の特例があります)④恩給、厚生年金、公務員の年金等を年額100,000円以上受けていないとき。手続きの際には次のものを必ずご持参ください。①はらこ、②恩給、年金等を受けておられるかたは年金証書、またはその写し。なお、すでに70才を過ぎておられるかたは老令福祉年金の受給権がありますので手続きもれのかたは手続きをお急ぎください。要件および手続きの方法は老令特別給付金の場合と同様です。

国民年金に加入しましょう

あなたは国民年金に加入されていますか。20才以上60才未満で、厚生年金や公務員の年金制度に入っていないかたはすべて国民年金に加入しなければなりませんし、加入していないと将来老令年金や障害・母子年金などの保障が得られません。厚生年金や公務員の年金制度に入っておられるかたの配偶者も国民年金に希望加入できます。該当されるかたは市保険年金課へどうぞ。

国民年金のかけ金免除

国民年金に加入されている方で、かけ金の納め忘れが

ありますと、将来老令年金を受けられないことがあります。経済的な事情などでかけ金を納めるのが困難な場合はかけ金が免除されますので至急手続きを済ませてください。かけ金を免除された期間分の年金額は、一般の三分の一になりますが、かけ金の追納をしますと満額の年金を受けることができます。くわしくは市保険年金課へ。

国の児童手当

次の要件に該当しているかたはすぐに市保険年金課で手続きしてください。①日本国民で国内に住所があること ②義務教育終了前の児童を含む18才未満の児童を3人以上養育していること ③所得が一定の基準額に満たないこと(例…扶養親族が4人のときであれば48年中の必要経費控除後の所得2,481,625円)手続きの際は、次のものをご持参ください。①はらこ ②請求者が加入している年金等の被保険者証書 ③口座振込みを希望されるかたは、請求者名義の口座番号(市内の銀行)なお、公務員と三公社にお勤めのかたは勤務先にご請求ください。また手当受給中のかたで算定基礎児童が増加するかたは、改定請求の手続きをしてください。

親善に学生使節

二人は、七月二十日から八月十七日まで市内の八家庭に民権婦人英語教室、中学生サマー・ス



左からサザン・オルセンさん、デビッド・イノウエ君、柴沼京子さん、山田真治君です。

芦屋と姉妹都市米田国モンテペロ市との学生親善使節の交換は、ことしで第十一回になります。ことし市市からやってきた派遣学生は、デビッド・イノウエ君(ドン・ボスコ高校在学、十七才)と、サザン・オルセンさん(モンテペロ高校在学、十七才)です。

将棋大会

第15回 芦屋市民将棋大会(八月二十五日(日)午前九時~十時受け付け、午前十時開会式(午前十時以後は参加できません))

▼ところ 市立公民館(市民会館)▼競技方法 A組(有段者)四局B組(一級~四級)五局、C組(五級~八級)六局、D組(九級以下)六局。

▼手合わせ方法、勝率計算などは当日説明します。

▼受賞(優勝)芦屋市民将棋大会杯および副賞十位まで賞品を渡します。

ルネ・ホル

8月のし 催

5日15時:堤雅子バレエ教室発表会(関係者)●6日9時30分:12時20分、17時:子どもマンガ映画大会(整理券)●7日12時:15時:民音夏休み子ども劇場「銀の馬車」(会員券)●8日13時30分:ピアノ発表会(関係者)●9日10時:兵庫県解放教育研究第一回大会(関係者)●11日13時30分:サマーフェスティバル(大人五〇〇円、小人三〇〇円)●12日13時:阪神同和教育研究大会(関係者)●14日18時:ABC Vコードと名画の夕べ(整理券)●15日12時30分:フォーク・ロックコンサート(一〇〇円)●16日9時30分:精道中学三年生集会(関係者)●17日15時:アミ音楽工房フォークコンサート(三三〇円)●18日12時30分:ピアノ発表会(関係者)●18日13時:74第三回星電社サマリーニューフォークコンサート(整理券)●21日18時30分:関西テレビ公開録音「ザ・タカラヅカ」(整理券)●8日17時:幹問 私の夫は、昨年の十二月に亡くなったため、その夫の所得を相続しましたが、その相続した所得に今年度の住民税はかかってくるのでしょうか。

答 課税されません。相続によって取得した場合は、相続税の課税の対象となりますので、所得税住民税いずれも課税対象から除外されます。なお、ご主人の十二月までの所得に対する住民税も賦課期日(一月一日)以前に死亡されているため、課税されません。

市県民税コーナー

市民のお問い合わせから

大型ごみの収集

8月の収集予定

7日(水)大東町
8日(木)山手町・月若町
14日(水)三茶町
15日(木)山手町・三条南町
21日(水)西山町・西芦屋町
22日(木)東芦屋町・六麓荘町
28日(水)朝日ヶ丘町
29日(木)岩園町
9月の収集予定

4日(水)東山町
5日(木)翠ヶ丘町
11日(水)松ノ内町・業平町
12日(木)船戸町・上宮町
18日(水)大原町
19日(木)親王塚町・楠町
25日(水)清水町・前田町

26日(木)津知町・川西町
▼持ち出し場所:決められたステーション(ペールかん収集の場所と少し離れておいてください)
▼持ち出し時間:午前九時まで(ペールかん収集と同様です)なお、引越ごみ、葉刈りなどは出さなくてください。
▼従来どおり、電話申し込み制(有料)により収集します。くわしくは、市環境衛生課(電話〇二二五五)へお問い合わせください。

市民の黒板

市役所の電話は〇2121番

一部拡大された医療費助成制度

芦屋市では現在、老人、心身障害者(児)、乳児を対象とした福祉医療費の助成をおこなっていますが、8月1日から対象者が①老人医療が満65才から、②乳児医療の所得制限がなくなり、一部拡大されましたので、ここであらためて制度の概要についておしらせします。

この制度は、現在ご使用中のそれぞれの健康保険で受診されたとき、対象者の一部負担金を公費で負担し、本人の負担をなくするというものです。

対象者は、つぎのとおりです。

老人医療 満65才以上(8月現在では、明治42年8月生れの方まで)で、所得制限は、本人、扶養義務者ともありません。ただし、現在おつとめで、社会保険の本人の方は除かれます。

心身障害者(児)医療 身体障害者手帳をお持ちの方で、1級から4級の方、また、精神薄弱者(児)で、IQが中度以下の方。所得制限はありません。なお、社会保険の本人については、老人医療同様対象となりません。

乳児医療 満1才になる月の末日までが対象です。扶養義務者の所得制限は8月1日からなくなりました。

該当される方は、健康保険証とはんこをもって市保険年金課医療保証係までおこしく下さい。

手話の講習会

毎週水曜日午後6時から、市福祉センター2階会議室で、手話講習会を開いています。手話技術を習得し、ろうあの方と共に活動してみようという熱意のある方のご参加をお待ちしています。お問い合わせは、福祉総務課福祉係まで(電話〇2121内線300)

お盆の霊園内交通制限

盆の墓参者交通安全のため、8月13日、14日の2日間霊園内に自動車の乗り入れを禁止します。お年寄りや足のお弱い方は、禁止日以外の日に墓参してください。

なお、当日は霊園入口付近の道路は大変混雑しますので、墓参になるべくバスやタクシーをご利用ください。

また、甲南高校北側の香花売場は、大変長らく休業してご不便をかけておりますが、売店の営業者の家事都合上

今しばらく休業し、お盆も店を休みますのでご了承ください。

なお、霊園事務所前の香花売場は、毎日開業しておりお盆も休みません。

8月の健康センターの事業

健康相談 毎月第1・第2・第3火曜日と土曜日の午前10時から正午まで健康センターで行ないます。料金は無料。

健康に悩みのある方は、お気軽にご利用ください。

預血・献血 16日(金)午前10時30分と午後2時の2回、健康センター前から神戸の血液センター行きの車が出ます。満16才から64才までのご希望の方はご利用ください。

母親学級 14日・21日・28日の各水曜日、いずれも午後1時から4時まで健康センターで開きます。

胃の集団検診 毎週火曜日・水曜日木曜日と第2日曜日(8月11日)の午前9時から正午まで健康センターで行ないます。予約申し込み制(電話でも可)で随時健康センターで受けつけます。料金は500円。

ご希望の方には、尿検査(糖尿病の早期発見のため)を無料で行ないます。ただし空腹時の尿ではよい結果が出ませんので、前夜の食後2時間ごろに尿検査し、持参してください。

子宮がん検診 21日(水)の午前9時から正午まで、市内の指定産婦人科医院で行ないます。

予約申し込み制で随時健康センターで受け付け、受診券を発行します。

電話での申し込みも可。受診券を郵送します。料金は無料。

結核検診 毎週土曜日の午前10時から正午まで健康センターで行ないます。

ご希望の方は、血液測定、尿の検査も行ないます。料金は無料。

ツ反とBCG 24日(土)午前10時から11時30分までツベルクリン反応注射を、26日(月)午後1時30分から3時までそれぞれ行ないます。

予防接種つづりにある申し込み書に住所、氏名を記入のうえ母子手帳を忘れずにご持参ください。料金は無料。

ポリオ、はしか、種痘など生菌ワクチン接種後4週間、その他の予防接種を受けて2週間を経過していない人は受けられません。

休日の日直医師

8月11日安並医院(眼科) 打出小槌町〇9640▶18日齊藤医院(内科) 津知町〇2234▶25日武藤医院(小児科) 月若町〇3826▶9月1日平林医院(内・外科) 浜町〇3548

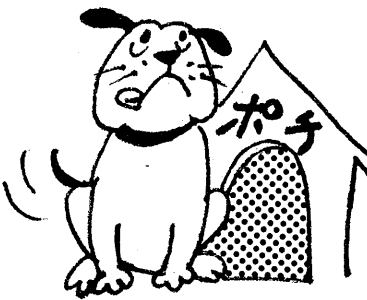
官公署メモ

【8月の保健所業務】一般健康相談と妊婦検診…毎週金曜日午前9時~11時▶乳幼児健康相談…15日、乳幼児。29日、3カ月児(5月24日~31日出生)と乳幼児。各日とも午前9時~10時30分▶家族計画相談…15日・29日午前9時~11時▶精神衛生相談…28日午後1時~3時。希望者は前日までに芦屋保健所へお申し込みください▶3カ月児(5月7日~23日出生)検診…22日午後1時30分~3時30分▶3才児心の検診…第2火曜日をのぞく毎週火曜日午前9時~10時。満3才のお誕生日に近い火曜日に母子手帳をお忘れなく▶育児教室…8日午後1時~3時30分①育児についての心得②離乳食の作り方について実演指導。材料費100円。

看護婦の実態調査 ただいま県内の医療機関では、看護婦さんが不足して困っております。看護婦(士)、准看護婦(士)、保健婦、助産婦の免許所有者で、現在看護婦等に勤務されていない方の実態調査を実施することになりました。

この調査にご参加をお願いします。期間…昭和49年8月1日~31日 調査票…もよりの保健所、市役所にあります。

芦屋保健所総務課(電話〇0707) 芦屋市役所衛生総務課(電話〇2121)



犬のふん にとって気がねのない散歩

若六山山宮宮翠松松前船平平東東浜 西西南業津月茶大竹精親清三三打具 公川上打奥大大打岩伊朝	龍芦ヶノ田芦芦浜 声屋王条出楠 光西川宮出春日池樹原出園勢	町名(五十音順)	8月	9月
13 12 8 2 1 10 7 6 8 5 7 6 7 9 6 7 5 13 10 14 5 3 12 14 9 2 1 14 12 5 1 9 3 1 14 7 3 12 6 14 9 2 13 8 10 13 28 27 23 16 15 24 22 21 23 20 22 21 22 26 21 22 20 28 24 29 20 17 27 29 26 16 15 29 27 20 15 26 17 15 24 22 17 27 21 28 26 16 28 23 24 28	12 11 9 3 2 14 6 5 9 4 6 5 6 10 5 6 4 12 14 13 4 7 11 13 10 3 2 13 11 4 2 10 7 2 13 6 7 11 5 11 10 3 12 9 14 12 27 26 24 18 17 28 23 20 24 19 23 20 23 25 20 23 19 27 28 30 19 21 26 30 25 18 17 30 26 19 17 25 21 17 30 23 21 26 20 25 25 18 27 24 28 27			

ひとつとして広報委員の奉仕で各ご家庭に届けています

家庭教育 正しいしかりかた

子どもの基本的人権を尊重して

何のためにしかりか

子どものしあわせを願い、その成長を期待しない親はありません。事実、子どもは無限の可能性を帯びています。その可能性を伸ばすための必要ですが、子どもの発達段階やそのときの子どもの生活の背景や心理状態を正しくつかまなければ、せっかくのたがが意味のないものになります。それだけでなく、今後の子どもの成長に大きな問題を残すことにもなります。

夏休みは、子どもの家庭生活の時間が多くなります。多くの家庭の中には、その条件が子どもの成長を促進する上に不十分な場合があります。そうした家庭に対しては、条件整備のための行政的施策が必要だと思えます。

今回は、夏休みの家庭生活の中で、子どもの生活を充実させるための正しいしかりかたについて特集したいと思います。紙面のついでに、一面的な内容になってはいますが、この機会に子どもに対するしかりかたの中で、望ましいしかりかたを改めて考えてみたいと思えます。

いうまでもないことですが、子どもに望ましい言動を期待してしかりかたをするが、しかりかたが子どもの非を認めて言動を改めなければ意味がありません。親の気持ちや考えかたが正しくても、子どもが理解できない場合もあり、また親の認識がずれているために子どもが納得しない場合もあります。子どものためとはいえないが、結果的には親中心の姿勢が前面に出て、子どもが欠落している状態の中からは、どのようなしかりかたをしても効果はありません。私たち人間は、他人に対し長所よりも欠点を見がちになります。これは、他人に対し自分が常に優位にいたいという気持ちが根底に動いているからです。その意味から考えると、しかりかたよりもむしろ長所を見つけて、それをほめることの方がより大切かも知れません。要は、子どもを一個の人格を備えた人間として尊重する姿勢が一番大切なことだと

タイミンクを考慮すること

しかりかたの時期により効果が変わってきます。ただ生命に危険がある場合はその限りではありません。兄弟げんかが目にあまる状態になると、つい口を出してしまうのですが、そのときの子どもの精神状態は大へんアンバランスになっていますので、親も子どもも感情的に走ってしまいます。落ち着いたときにけんかの原因や本人の考えを聞いた上で、じっくりと話し合う方がより効果的な場合が多いようです。

別な例で考えますと、子どもが学習にとりかかろうと思っているときに、「早く勉強しなさい」といわれると、子どもはすくく反発を感じるようです。

子どもも年齢に応じて、自分の行動について判断する力ももっています。ですから、ある程度の指摘と理解ができるのですから、度が過ぎると反省から反発へと気持ちが変化してしまい、せっかくの親の努力も水のあわになり、一方的にしかりかたがますます、ポイントをおさえず、子ども自身が考えるゆとりを与えてやるべきだと思えます。

高度な内容を盛りこまな

冷静なときはそうでもないのですが、しかりかたのときは感情的に走りがちです。子どもの発達段階を無視した指摘をしがちになります。極言すれば、おとなに話をしていくような内容でしかりかたもあるようです。親にしてあげれば、子どもが正しく受けとめ納得するようになり、あれこれと内容を考え、結果だとは思いますが、高い水準の話は子どもにはあまり効果はありません。愛情というものは、もともと理屈ついでに説明できにくい要素をもっているの

子どもの心理状態を考えると、この場合は発言をさしひかえるべきです。子どもに対する愛情や熱意も時期を間違えたら逆効果になる場合も考えられます。同じことや過去のことをくどくどとつねない

子どもを思いあまりに、一時に盛りだくさんな内容をならべて、子どもに理解させようとします。その上、関係があるとはいえず、以前の話を持ち出してくどくどといわれると、聞いていない子どもの方がうんざりします。ひょっとすると、そうした親の話は子どもの耳には届いていないかも知れません。

子どもも年齢に応じて、自分の行動について判断する力ももっています。ですから、ある程度の指摘と理解ができるのですから、度が過ぎると反省から反発へと気持ちが変化してしまい、せっかくの親の努力も水のあわになり、一方的にしかりかたがますます、ポイントをおさえず、子ども自身が考えるゆとりを与えてやるべきだと思えます。

どのような言動も、子どもなりに何かの考えや気持ちがあつてのことです。から、それを無視して一方的にしかりかたを見当はずれの指摘になり、聞いていない子どもは不満とまではいなくても、何かすっきりしない気持ちになります。子どものことは自分が一番よく知っていると思いがちですが、現実には案外そうでもない面があります。しかも、子どもの価値観と親のそれとの違いもあり、また、親の基準で押しつける、子どもにとっては迷惑に思われることも多々あります。従って、かりに親自身が絶対だと思っても、一歩さがって子どもの言い分をじっくり聞いてやることの結果的に子ども自身の反省に結びつくことを考えてみたいものです。

感情に流されないこと

子どもを思う気持ちが強ければ強きほど、感情的に走ることは無理からぬことだと思えます。しかし人間の弱さとして、感情的になると、つい相手の立ち場や気持ちを忘れ、自分中心にな

子どもの窓

天国のリーちゃんのお話
岩園小三年 三上さと子
リーちゃんは、車にはねられて、しんじょうで、天国に行きました。そして、天国に、行ってしまいました。でも、天国には、いっぴい、おもしろいことがあつて、天国に行ったら、こんどは、だんだん小さくなるのです。リーちゃんは、やっ、五さいです。あ、天国を、歩いていくと、ねこの天国に、来てしまいました。ねこの天国には、電車のおきもありました。また歩いて行くと、人間の天国に、帰ってしまいました。その日から、四さいになりました。また、おたんじょう日がきて、三さいになりました。また、おたんじょう日がきて、二さいになりました。また、おたんじょう日がきて、一さいになりました。かみさまは、リーちゃんを、一さいに、しました。そして、また、かえると、ささいになってしまいました。あ、リーちゃんは、地きゅうの日本に、帰ってきまして、おなかの中に、はいってきたのですよ。

真実に生きる

流動が激しく、さまざまの矛盾が内在する社会情勢の中で、子どもたちは生きています。社会から受ける影響は私たちがおとなに比べて子どもははるかに強いものです。とくに未分化な低年齢の子どもほど大きく影響を受けます。現実の問題として、子どもの近くに、おとなの毎日の生きかたが、有形無形に子どもの姿をつくり上げるのに重要な働きをしているのです。私たちがおとなが、社会現象を正しくとらえ、その中で人間としての真実の生きかたを日々追求していく姿こそが、子どもに対する基本的なしかりかたのしかりかたです。それは決して完全無欠の生きかたではなく、不完全な人間として悩みや苦しみを乗り越えながら、人間らしく生きていくおとなの姿の中から、子どもたちは何かをつかんで自分自身を伸ばしていくと思えます。

新しい自動車文庫の愛称『こづち』に決まる

市立図書館では新しい自動車文庫の愛称を募集していただきました。たくさんの方から応募作品を審査した結果、『こづち』(南宮町、中原千一)に決まりました。なお、お次点の『なごり』(大東町、上宮川町、中田幸子)、『うちで号』、『佳作』、『なりひら号』、『津知町、村上みず子、大東町、尾上きみ』、『市民ニコニコ文庫』、『大塚町、坂口政義』、『あおぞら号』、『上宮川町、中田邦彦、伊勢町、服部洋』、『いすみ号』、『宮川町、沼尻さつき、伊勢町、長谷川一男』、『きぼう号』、『南宮町、中田泰代』、『モッキンバード』、『とく名』、『ベガサス号』、『西蔵町、小野養子』、『ちどり号』、『宮川町、片山隆子』、『あすなろ号』、『伊勢町、長谷川一男』、『カナリヤ文庫』、『清水町、桜井百子(以上順不同、敬称略)』

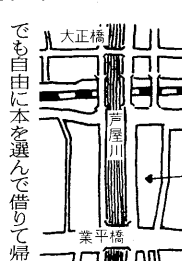
この新しい自動車文庫『こづち』は、今月初めからお見得する予定です。緑色とクリーム色のツートンカラーに化粧された『こづち』号が、移動図書館として活躍することでしょう。

立図書館会議室先生 東正雄・近藤浩文両先生へ参加費 無料。

▽とき 九月七日(土) 午前十一時～正午▽ところ 図書館会議室▽指導 大野加久二先生。なお、初心のかたは午前十一時においでください。

市民会館内の図書館分室

市民会館にはいつてすぐ正面のところに図書館分室があります。ここには約二千冊の本を置いてあり、幼児からお年寄りまでどなたも市民会館一階図書館分室



働く若人の盆踊り大会

芦屋市勤労青少年を考える会と市教育委員会の主催で、八月十一日(日)・十二日(月)・十三日(火)の三日間、午後七時から九時三十分まで市民グラウンドにおきまして、第七回働く若人盆踊り大会を行います。みなさんお誘い合わせおこしください。なお、日本手ぬぐいを持参ください。

植物・貝類標本名まえ調べの会

市立図書館では、専門の先生に来ていただいた名まえ調べの会を開きます。どうぞご参加ください。▽とき 八月二十九日(木) 午前十一時～午後三時▽ところ 市立図書館

盆踊り大会

【精道幼】8月6・15・28・29日 招集日
【宮川幼】8月6・26日 登園日、学校図書館開館日
【宮川小】8月24日まで課外水泳(8月10日までは10時～正午と13時～15時。土曜日は午前中、日曜日はなし。19・24日は午後のみ)
【山手小】8月5・10日と19・23日 課外水泳(13時30分～15時30分)

市民プールで泳ごう

開場期間 9月10日まで

使用料	おとな (中学生以上) 2時間まで 100円	開場時間 (平日) 午前10時～午後7時
	子ども (小学校6年生まで) 2時間まで 50円	(日曜) 午前9時～午後7時
超過料金	おとな 1時間増すごとに 50円	ただし8月19日までは日曜日を除いて正午から開場、
	子ども 1時間増すごとに 20円	また、8月20日は午後4時から開場します。

市民プール付近には駐車場がありませんので、車でのご来場はご遠慮ください。



日常生活の中で子どもと対等にふれあうことが家庭教育の出発点です。(写真は市民プール)

教育のページ